

オセアニア植民地時代における非白人移住者(3)

ーフィジーのインド人年季契約労働者ー

山本真鳥

1. はじめに

フィジー諸島はメラネシアとポリネシアの間に位置しており、地域的、言語的にはメラネシアに分類されることが多いが、首長制をもつなど、社会組織上はポリネシア的要素が大きい。サモア諸島の西南、トンガ諸島の西北に位置し、2つの比較的大きな島の他に無数の小島を有する。面積は18,274平方キロメートルあり、これはサモア独立国の6倍を超えている。

フィジーのプランテーション開発の特徴は、サトウキビに重点が置かれており、インド人年季契約労働者の導入がもっぱらに行われたことである。インドが年季契約による移民労働者を多く送り出したのは、いうまでもなくイギリスの植民地であったということによる。ジャマイカをはじめとする西インド諸島、ガイアナ、トリニダード・トバゴ、モーリシャス諸島、マレーシア、南アフリカ等々には現在インド系の人口が存在するが、それらは、年季契約労働者として導入された人々の子孫を中心に形成されたコミュニティである。

『志林』90巻3/4号に筆者が執筆したサモアの場合は、中国人の年季契約労働者を導入しており(山本2023a)、その場合との比較は大変興味深いところである。ここでは、その比較材料を常に年頭に置きながら、フィジーの場合について、その経緯を考察したい。

フィジー諸島地図



(JRC, EC, CC BY 4.0 <<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>>, via Wikimedia Commons)

2. フィジーのプランテーション開発

フィジーは、ヨーロッパ人との接触以前から、サモア及びトンガとは交流があり、財の交換も行われていた。とりわけトンガは王国としてフィジーに影響力をもっていたし、現在のフィジーの東側にあるラウ諸島は、トンガの文化的影響が色濃いばかりか、身体形質的にも強い影響がある。

西欧人の到来は17世紀にさかのぼるが、密な接触が始まるのは、白檀やなまこの採取や、捕鯨船の寄港によるものであり、19世紀初頭のことであった。首長間の小競り合いが常態化しているなかで、キリスト教が受け入れられ、ザコンバウ (Cakobau) という首長が、勢力を束ねていく過程で1858年にイギリスに主権譲渡を申し出る。4年後に受け入れられるものの、植民地化が行われるのは1874年からである¹⁾。この間にザコンバウを盟主にフィジー王国が成立するなど、首長間の争いは植民地政府ができるまで続いた。

この間にイギリス系アメリカ人、イギリス系オーストラリア人のプランターの入植が続いた。最初は南北戦争のために世界的な需要の高まった綿花栽培事業が行われたが、成功しないまま早期に断念することとなり、その後クイーンズランド (オーストラリア) にならいサトウキビ栽培を始め、この産業が栄えた。戦いに敗れたフィジー人捕虜を5年間奴隷としてプランテーション労働に使うことがあったし、メラネシア系の年季契約労働者もプランテーション開発に従事した。

この後者のパターンも、クイーンズランドの先例にならったもので、免許を得た労働力徴集船が横行しており、いわゆるブラックバーディング²⁾

1) ザコンバウが一方向的に強かったわけではない。後にトンガ王となったタウファアハウ (Taufa 'āhau) のいとこ、トンガ人首長エネレー・マアフ (Enelē Ma'afu) は宣教師の殺人事件処理を口実として、フィジーを東から制圧し、一時その勢力はザコンバウをしのぐほどであった (Scarr 1970)。ただ、論文でこのいきさつを詳述することは避ける。

2) 太平洋で非合法に行われていた奴隷狩り。現地の人々を誘拐したり、連行したりする労働力徴集。現地人は文字の読み書き能力が不十分であったため、たとえ契約書が存在していても、

も含めた、ソロモン諸島やニューヘブリデス諸島（現ヴァヌアツ）からの労働力徴集であった。フィジーには現在もこれらメラネシア人の子孫が住むコミュニティが複数存在する。

1874年にフィジーにイギリスの植民地政府ができ、翌年、初代総督としてアーサー・ハミルトン・ゴードン卿（Sir Arthur Hamilton Gordon）³⁾が赴任した。植民地政府が成立すると、その経費捻出のために現地産業を育成し、その税金を充てるということが必要となる。プランテーション開発は急務であった。ゴードンはコロニアル砂糖精製株式会社（Colonial Sugar Refining Company Ltd., 略称CSR）を招き入れることに成功し、1882年には操業を開始した（Lal 2018: 126）。しかしフィジーは、1875年にはしかが流行して4万人の命を失った。これは当時の人口の実に3分の1に相当する。それまでもフィジー人にプランテーション労働を担わせることはあまり成功していなかった⁴⁾のであるが、とりわけこの大量の人口減があってフィジー人の労働力はほぼ期待できなくなった。

またゴードンは、先住民としてのフィジー人の保護を大変重視した。白人プランターたちの中には、フィジー人に強制労働をさせるといった提案をする者もいたが、それはゴードン総督が許さなかった。その代わりにゴードンは、フィジー総督となる前に赴任していたトリニダード、モーリシャスの経験から、インドから年季契約労働者を導入することを提案した。1870年代のインドでは、法律的な側面は既にクリアされ、海外に年季契約労働者を送り出す仕組みは整っていた（Lal 2018: 127）。

先住民を働かせるということにこだわっていた白人プランターたちは当

十分契約内容を理解していたかどうかは疑わしいが、一方でリピーターも存在しており、ヨーロッパ人側が一方的に無知蒙昧につけこんだばかりともいえない。

- 3) イギリスの政治家。植民地行政官。のちにスタンモア男爵に任ぜられる。
- 4) おおむね現地人はプランテーションの労働をすることを好まない。白人の眼から見て、現地人は怠惰である、といった評判があるが、それが一方的な意見であることは既に述べている（山本 2022: 565-566）。サブシステンス経済下にある人々にとって、たとえ高い給料をもらっても、毎日定時にきつい労働に従事することは難しいのである。

初この提案にあまり賛成ではなかった (Ali 2004: 5)。しかし、フィジー人を自由労働者として雇用するには、労賃が高すぎ、また、ポリネシア・メラネシア人労働者獲得については、それぞれの土地での人口減という事情があったし、もともとの人口も限られていた。さらに、労働力徴集において、クイーンズランド、サモア、ニューブリテン島といったプランテーション開発地との競争があると同時に、ブラックバーディングの疑いもあるためにゴードンにはためらいもあった (Lal 2018: 126)。

ゴードンの先住民保護の姿勢は、土地所有問題でも一貫しており、白人に売ったとされる土地も厳しく査定し、先住フィジー人の伝統的所有を法的にも保護して、それ以上の土地売買を禁じた。現在でも政府有地 (state land, 9.45%)、自由所有地 (freehold land, 8.17%)、先住民地 (native land, 82.38%) となっている (Ward 1995: 19)。先住民地は首長に率いられたマタンガリという父系親族集団の共同所有地となっており、広大なマタンガリ所有地の一部に先住民はサブシステンス (自給自足) 農業を行っているが、サトウキビ・プランテーションはそれぞれにマタンガリとリース契約をして、白人経営者が未開発の土地を借り受けてプランテーションを経営する形が一般的となっていった。

3. インド人年季契約労働者の徴集

インド人年季契約労働者⁵⁾ が導入された経緯は前節に述べた通りである。1879年から1916年の間に60,965人がフィジーへの船に乗船し (Lal

5) 当時のフィジー人保護を訴える白人が考えた「伝統的所有」であるという批判もある。実際、ゴードンはモルガンの『古代社会』に影響されたといわれる (France 1969: 115-119)。ただし、全くの共有が行われていたとは言えないものの、当時欧米で行われていた私有という制度が成り立っていたわけではない。人々は自分が権利を持つマタンガリ (父系親族集団) 内の使用の認められた土地を耕してサブシステンスを行っていた。

6) 他の地域へ送り込まれたインド人年季契約労働者は、モーリシャスに453,000人、ガイアナに239,000人、トリニダードに144,000人、ナタウ (ブラジル北部の都市) に152,000人、ジャマイカに36,000人、スリナムに34,000人、東アフリカに32,000人であった (Lal 2018: note 2)。

2018: 126), 60,553人⁷⁾ がフィジーに上陸した。およそ75%がカルカッタで、残りはマドラスで乗船した。ヒンドゥー教徒が85.3%, イスラム教徒が14.6%, キリスト教徒が0.1%である。ヒンドゥー教徒はさまざまなカースト出身者を含んでいたが、最多は農業従事者である。また、カルカッタで乗船した者の大半は20歳から30歳の年齢層であった (Ali 2004: 1)。女性が行くのは、夫に伴われるのが条件であったが、夫婦を装って乗船する場合もあり、男性100人に対して女性は40人程度であった (Prasad 1974: 2)。

1879年に最初の移民船レオニダス号に乗船してやってきたインド人は約500人であった。それぞれにサトウキビ、ココナツ、綿花栽培を行うプランテーションに分かれて仕事に就いた。その後栽培する植物はサトウキビに収斂していき、オーストラリアとニュージーランドで事業を行っていたコロニアル砂糖精製株式会社 (CSR) が1882年にフィジーでプランテーション経営と操業を開始すると、労働者の需要はどんどん高まった。導入の当初は、個人経営のプランテーションが多数を占めていたが、やがて砂糖価格の国際的下落の後、規模が大きいために生き残ったCSRに加えて、フィジー砂糖会社、兄弟商工社 (Chambers Brothers) の3社の寡占となり、1910年後はほぼCSRの一人勝ちとなった (Naidu 2004(1980): 15)。

年季契約労働という形は、移民志願者が、海外では労賃が現地より高い、あるいは容易に仕事が見つけれられるといった情報を与えられるが、そこに行きつく手段は持たない (運賃が払えない) といった状況下で、一定の年限を働く契約を結ぶなら運賃は払ってやろう、という仕組みである。払ってくれるのは、政府などの公共機関であったり、労働者不足で困っている移住先の会社やプランテーションの経営者側であったりするが、会計的には労働者が理解しているかどうかは別として、労働させることによって会社に入る利潤の内からそれが捻出されていたり、移民労働者に借金として背負わせたりする。労賃は渡航費用を念頭に入れて決まるのであるから、

7) この数字は資料により若干異なる。

結局はまわりまわって労働者が後になって支払っているのと同じであるが、当初その資金を持っていないから契約を結ぶことになる。

移民現象は、社会科学者の間では、プッシュ要因とプル要因をもとに説明されることが多い。インド人年季契約労働者の移動について、まずプッシュ要因から考えてみよう。

当時インドは特に飢饉があったというわけではないが、確かに人口過剰な側面があり、人口過剰が移動のプッシュ要因であると考えられる。インド国内では地域によって仕事が探しにくく、労賃も安く全体に貧しかった。また、若者の多くはフィジー行きのことを家族にも話しておらず、移民話は若者の冒険心に火をつける場所があった。リクルーターに高収入を提示されると目がくらんでしまうこともあっただろう。

次はプル要因について。フィジー内の労働者不足が大きな要因である。フィジーの砂糖会社、特にCSRの力は大きく、導入の当初から政府と結びついてきた。CSRは毎年収穫期に合わせて必要な労働者の人数を割り出し、政府を通じてその予定人数をインド側に示し、リクルートを依頼したし、そこに奨励金などの金銭がからんでいたことは明らかである。

インドの年季契約はギールミート (girmit) といい、当時既にフィジーよりも多くのギールミートを出していたイギリス領の植民地があり、人々をリクルートするシステムは確立していた。免許をもったリクルーターは手先にアールカティ (arkati) を使った。アールカティは市井の人であるが、マイノリティであることも多く、地方の都市などの人が集まりやすい場所で、これはと思う人の耳元で、良い賃金を提示しひと稼ぎしようなどと甘い言葉をささやいて、人々を誘い込む役割を果たした。リクルーターやアールカティには割り当てがあり、その目標人数に向けて活動をしていた。

こうして見ると、プッシュ要因もプル要因もあったが、後者の要因の方が強く働いており、それにそってリクルーターやアールカティが相当に暗躍して、だました場合もあり、脅したりすかしたりもして人集めをした結

果であるといえよう。

多くの志願者は、田舎育ちでカルカッタに出てくることさえ初めてであるような若者であることが多く、地方都市に出てきているときに勧誘を受けている。海外といっても想像の及ばない土地であった。カルカッタには、移民志願者の寄せ場があり、そこで、食事を与え待機させ、人数がそろったところで乗船して連れていくのが常であった。寄せ場にいる間は食事に困ることもなかったし、毎日歌って楽しく暮らしていたが、乗船すると途端に扱いが変わる。食事も満足でないばかりか、居場所も大変狭苦しく衛生状態もよくない。食事にドッグフードのビスケットを与えられることもあった。甲板の掃除など、労働もさせられた。海外に行ったこともなく船に乗ったこともない人たちが、岸を離れるときにパニックに陥ることを経験していたリクルーターたちは、船出の際には人々を船倉に押し込めることもあったという (Ali 2004: 31-92)。

ギールミートの契約は、契約書に当人がサインし、白人の判事の面接で同意を示せばよかったが、リクルーターは、契約書のすべての項目にイエスの方に印をつけ、判事の前ではイエスと答えるようにと指示するのだった。ある意味で送り出しに関わった人々はグルだったと考えても良い。

契約は5年間で、5年たったら帰国してよいが、運賃は自分で支払わなくてはならない。しかし10年たったら、政府が支払って帰国することができるというものだった。5年後には契約を更新することが期待されていたが、義務ではなかった (Ali 2004: 5)。新しいビジネスを始めたり、土地を見つけて自作農となったり、新しい主人を見つけて契約したりすることもできた。

サモアのように帰国が義務付けられていて、しかもプランテーション経営者が運賃を支払うこととなっている⁸⁾場合と違って、年季契約を更新しないまでも、労働者自身が残留して植民地の発展に尽くせばよい、という

8) 実際には途中から制度が切り替わり、労働者自身がその基金を積み立てるために、給料から天引きされるようになっていた。

考えでギールミートの仕組みができていたのではなからうか。フィジーの場合、外国人労働者を連れてくることに関して、フィジー人自身に問い合わせることはなかった。サモアでは首長会議が植民地政府の意見を代弁していると思われる局面はあったものの、意見を述べる機会が与えられていて、首長会議の反応はおおむねネガティブであった (山本 2008: 28)。

契約上の賃金は、男性 1 シリング、女性 9 ペンスで、一日 9 時間 (月～金)、5 時間 (土) だった。ただし、実際のプランテーションでの労働は以下に述べるように過酷な場合がほとんどであった (Ali 2008: 8)。

4. プランテーションの暮らし

プランテーションの労働は実に大変であった。サトウキビの葉は堅くてトゲがいっぱいあり、多くのインド人にとって、それを扱うのは初めての体験であった。サトウキビは育つと 5 メートルほどにもなる植物で、その茎の髓の部分に甘い液体が含まれている。この液を絞り、煮詰めると砂糖となる。プランテーションでは黒砂糖やザラメなどの煮詰めた状態にして、工場に運んで精製を行う。年季契約労働者の仕事は、主としてサトウキビの植え付け、雑草取り、刈り入れ、そしてプランテーション内での粗糖作りであった。女性は労賃が安いのが、男性の仕事量の 3/4 をあてがわれた。

プランテーションの住居は、10 フィート (約 3 メートル) × 7 フィート (2 メートル強) —— 1908 年以降は、10 フィート × 12 フィートとなった —— の部屋が 8 室背中合わせに向き合った 16 室のバラックであった。この 1 室に独身 3 名、夫婦であれば 1 組が住んだ (Ali 2004: 5)。衛生的配慮に欠けた部屋に住み、栄養価の高い食べ物を十分にとることもできず、大変貧しい暮らしであった。

女性比率が少ないこともあり、人間関係は殺伐として、口争いが暴力に発展することもあった。ジェンダー問題は後述する。

プランテーション内のヒエラルキーは植民地体制を反映したものであ

り、フィジーの場合人種間の秩序が階級的秩序と同等であった。すなわち、プランテーションの所有者、すなわち主人はオーストラリアに本社を置くCSRであり、その支配人や監督は白人である。彼らは、植民地政府とツアーであり、年季契約労働者は植民地政府が守ってくれる対象ではなかった。もちろん、不正義があったとき、裁判に訴えることができないわけではなかったが、人種間／階級間の壁を破ることは難しい仕組みになっていた。年季契約労働者は、プランテーションの労働に従事するのがほとんどであったが、マネジャー等の住居の家内労働（家事労働）に一部に従事しており、能力や経験が買われてサールダール（sardar）と呼ばれる現場監督に取り立てられることもあった。サールダールは具体的な仕事を配分し、それが遂行されるべく監督責任を負っていた。中間管理職の常として、威張りちらしたり、今流に言えばパワハラを繰り返したりすることが多々見られたようで、アリの聞き取り調査には、そのような事例が散見できる。またマネジャーが横暴な場合もあり、労働者との間で板挟みになりつつ何とか能率を高めようとするサールダールもあったようだ。

奴隷制の代替として使われるようになった年季契約労働の制度下で、労働者は考えようによっては期限を限って奴隷となることを了承した（契約した）と受け止める向きもあり、ともすれば奴隷制時代の慣行をそのまま引きずっていたと思われる。そのために、フィジーに限らないが、労働者の人権はしばしば無視され、仕事に精出さない者を鞭打つという懲罰が横行していた。鞭打ちの対象は男性に限らず、女性に矛先が向くこともあった。ナイドゥは、熱を出した子どもを抱えて仕事に戻った女性を、馬に乗ったままで、子どももろとも鞭打った監督がいたというインタビュー記録を残している。子どもを仕事に連れてくることは禁じられていたのではあるが、個別の事情を認めず、問答無用に暴力を振っていたことがわかる（Naidu 2004 (1980): 51-52）。

怠業者は裁判にかけられ、契約期間の延長といった懲罰を食らうこともあった（Lal 2018: 135）。任務が完了しない場合、賃金は払われなかった。

後に労働が時間制から仕事割り当て制に移行して、仕事さえ済ませれば持ち場を離れ帰宅してもよい、と経営側は喧伝したものの、それは労働の軽減、能率化に向かうのではなく、労働強化につながる仕組みとなった。持ち時間内では終わることのない仕事量を持たされて、日が暮れても仕事を続けなくてはならず、疲れて途中で帰れば、その日の給料はもらえない。また疲れてへとへとになって帰ってきても、次の日は、また早朝から労働に精出さなければならなかった。そのようにして疲弊した結果、病気になることもあったし、与えられる仕事量がまともにならず、受け取れると思って期待していた給料も十分ではなく、それほど貯金できない人もいた。そうした境遇に陥ったインド人の多くは不満を抱えていたと思われる (Lal 2018: 135-137)。

プランテーションで法規が守られているかどうかを調査する査察官という役人がいたものの、多くの場合査察の日程は事前に知らされており、そのときだけ経営者側は体裁と整えるということが横行していた。植民地政府も経営者の味方であった (Lal 2018: 141-143)。ただし、地域全体を統括する駐在の査察官が任命されてから、状況はましになったようである。

ときに、年季契約労働者は監督やサールダールからの叱責や暴力に耐えかねて、自暴自棄になり、サールダールやマネジャーに暴力をふるうこともあったし、労働者同士の争いも絶えなかった。そうした弱者の暴力は、死をも覚悟しなくてはならないので、残酷な結果を招くこともあった。労働者が団結して戦う方法はストライキである。プランテーションの暮らしはストレスが多く、決して快適とはいえず、居心地がよいとはいえない場合が多かった (Naidu 2004: 47-82)。

プランテーション労働そのものが大層きつく、賃金も十分与えられないこと自体が暴力であったかもしれない。もちろん、「親心」で接するサールダールもいたし、それなりに満足するプランテーション生活を送る労働者もいたが、ギールミートという縛りの中で、労働者とされ、人種的、階級的、職場での地位関係による彼らの不利な立場は明らかであった。

それが証拠に、5年の契約を終了したときに再契約をする労働者はほとんどいなかった。多くみられたのは、政府には年季明けのインド人に5エーカーを限度に土地を貸し出す制度があったので、この制度で土地を借りて、農業を行うことであった。また他の職種にも進出していた。

5. インド人年季契約労働者の文化変容

インド社会には、真っ先に重要な社会システムとして、カースト制がある。カースト制はヒンドゥー教の教えに基づく社会システムで、幾多の社会階層は職業とも結びついて、序列を持っている。そしてそれは、接触や食事の習慣ともかかわって、清浄と汚れの両極の間で層を形成している。カーストが異なる者の間では共食はしないし、カースト上位のものには、カーストに結びついた食のタブーが存在している。よく知られたところでは、ブラーマンは肉食が禁じられているが、菜食であってもその他のカーストの人との共食はできない。ブラーマンが調理したものはどのカーストの人も食べられるが、その逆は成り立たない、といった具合である。また、異なるカースト間では原則として通婚も禁じられていた。

フィジーにわたった年季契約労働者は実際にはさまざまなカーストから構成されていた。ブラーマンは生活習慣上いろいろ面倒なので、むしろリクルーターは敬遠しがちであったが、移住希望者のブラーマンが自分のカーストを隠して移民寄せ場に入所することもあった。インタビューに答えたブラーマンによれば、最初は多くの戸惑いがあったものの、背に腹は代えられないということで、やがてカースト制による社会隔離はカル Катタやマドラスの寄せ場でもフィジーのプランテーションでも無視され、人々は個々人の抱えるカースト的背景にはこだわらなくなった。代わりに、人々を結びつけたのは、同じ船でやってきた仲間意識である。1ヶ月近くカーストを超えて共に暮らした経験が、人々を結びつけ、フィジーに来た後も、仲間意識をもちつつ連絡を取り合う者もあった (Ali 2004: 22-23)。

しかし一方で、フィジーのカースト制度が弛緩した様は、本国でもよく知られた現象となり、年季が明けた後も人々が帰国しない大きな原因となった。契約労働者の方で、故郷のことを思っても、汚れてしまった私はどう受け入れてもらえない、とあって帰国を断念することもあった。また、実際帰国した者の中には、親族が自分のタブー破りに対して戸惑いを隠せない様に、失望してしまう者もいた。親たちが知らぬ間にギールミートで海外に出てしまうというケースを散見するのは、親族に話せば許してもらえない、止められる、と思ったからかもしれない。

また、年季契約労働者はマジョリティがヒンドゥー教徒であったものの、イスラム教徒も同様に契約を結んでフィジーに来島した。先に述べたように、来島したインド人の宗教構成はヒンドゥー教徒が85.3%、イスラム教徒が14.6%、キリスト教徒が0.1%である。インド国内では、ヒンドゥー教徒とイスラム教徒は水と油のように、しばしば対立し小競り合いも生じた。しかし、フィジーにおいては、両者ともに抑圧される存在であったためか、互いの宗教上の慣習には立ち入らず、それぞれの宗教活動を認めていた。

一方ヒンドゥー教徒の中にはブラーマンがいたので、ヒンドゥーの儀礼を行うこともできた。祭りや儀礼も継続したが、インド本国と全く同じではなく、フィジーなりの慣習が根付くこととなった (Ali 2004: 98-118)。

6. 年季契約労働者と性

女性の割合が、男性100人に対して40人であったから、全体の30%を切っていた。ただしこの男女比率は、年季契約導入にあたって決められた比率であり、もともと女性の志願者は少なかったため、アールカティは女性志願者を獲得すべく、いろいろ手を尽くしている (Naidu 2004: 21-24)。場合によっては、夫は先にフィジーに行ってしまったと嘘をついて、既婚女性を連れて行ったこともあった。プランテーション生活の中で、それだけ少ない女性はしばしば取り合いの対象となった。夫と死別や、離婚といった

事情を抱えた女性の存在も微妙であった。また、夫婦間でも夫は妻の不貞を疑うことがままある一方で、女性の知らないところで、内縁を含めての「夫」に婚外性交渉の許可を交渉するなど、女性問題は関わる人すべてにストレスをもたらし、不和の原因となることが多かった。多くの男性に求められていることを知って、女性本人が男性を手玉にとることもある。プランテーションの住居は、狭い一室の壁の上方が開いていたため、夫婦の営みも容易ではなかったし、隣人にとっては妄想が生じる原因でもあった(Lal 2018: 147)。日常茶飯事としてレイプが横行した。

何人かの男性が1人の女性を共有する一妻多夫ともいうべき関係がみられることもあった。こうした女性が身ごもったとき、夫がいれば彼が父親となったが、このような関係は労働者同士の人間関係を複雑にした。年季契約労働者、しかも男性の自殺率がかなり高いのも、おそらくはこうしたストレスのためであるとされる。ナイドゥの報告によれば、1890年から1919年の間に206人の男性労働者が自殺したが、それに対して自殺した女性労働者は23人とどまる。さらに、1885年から1919年の間に184人の労働者とその子が殺害されている。1885年から1921年までの間に殺人の罪で276人が裁判にかけられ、172人が有罪となり、115人が処刑された。合計299人が暴力で命を落とした(Naidu 2004: 71-73)。この数字とは若干異なるが、ラルは1885年から1920年の間に起こった年季契約労働者が犠牲となる殺人事件は230件あったが、そのほとんどは女性であると報告している。1890年から1919年の間のデータでは、女性が68人、男性が28人となっている。一方で、男性の自殺は1885年から1921年の間に男性は190名であるのに対して女性は22名である。ラルは、嫉妬にかられた夫が妻を殺してその後自殺するというパターンが散見されるという(Lal 2018: 148)。

女性労働者はまた、白人から性的存在として見られることも多かった。ちょっとしたからかいからレイプまであったし、また力関係を背景に性的関係を迫られることもあった。夫と白人監督との交渉で、そうした関係を強要されることもあった。そうした関係から子どもが生まれた場合は、夫

の子とされた。

女性が年季契約労働者になるために出国するとき、夫と共に出国するの
でなければ、親族から見放されていたり、夫と死別したり、夫から逃げて
いたりなどの事情を抱えている場合が多い。それに加えて、性的な存在と
して立ち向かわなければならぬ。さらに女性は、子どもをかかえてプラ
ンテーションでの労働を行う場合は、常に思うように仕事がこなせない、
という場合も多々あっただろう。そうした、女性の問題を検討する視角も
ここでは重要である。

7. 年季契約労働外の経済活動

レオニダス号で最初にやってきた者たち約500人について、年季明けに
政府が調べそれぞれの身の振り方を記録した文書がある。これによれば、
おおよそ以下の通りである。

4人は年季明け前に金銭を支払って自由になり、産業に従事する身分
証明書を得た。243人は年季明けの1879年に同様の証明書を得た。その
うちの数名は申し分ない身分で生計を営んでいる。スヴァ（首都）近郊
で、洗濯業とか、野菜作りなど、また下宿屋を営むとか、家事労働など
のサービス業にも従事している。その他恐ろしいのは、植民地にありが
ちな怪しげなことをする者がいることで、賭博や売春、こそ泥や浮浪者
になるのもいることだ。それらは、町に在るばかりでなく、クーリー（年
季契約労働者）が契約しているプランテーション付近にもいるので嘆か
わしい。2、3名が自由民として砂糖精製工場や政府に雇われて働いて
いる。結構残念なのは、レオニダス号に上船した者のうち、年季契約を
更新した者はたったの8名だけであることだ。（植民地省次官室ファイ
ル、フィジー入国管理書類 Ali 1980: 15に引用）

この文書に続いて、彼らの多くがニュージーランドの銀行に貯金を預け

ていて、年利5%であることも記されている。

これらの人々は5年の年季が明けただけで、10年後にどうしたかは多少違うかもしれない。しかし、10年経って政府が用意してくれた帰国プランで帰国する者もいたが、そもそも最初の5年の後の年季契約更新も8名と大層少なかった。残留する人々は政府の予期した以上であった。多くの海外労働者調達プログラムが、契約終了後に帰国を想定しているにも拘わらず、また労働者自身、年季が明けたら帰国のつもりでいても、年季明けになったり、10年経過後になったりしてみると、諸条件は変わってくる。本国の貧しさ、気候の厳しさ、インド国内の植民地統治のあり方、フィジーの発展可能性なども判断材料になるだろう。既に慣れ親しんだ土地で暮らしが安定していれば、それを捨てがたいのは当然である。また、10年も経って、カースト制のルール破りをした人が親族に受け入れてもらえるかは微妙である。こうして、インド人は多くフィジーにとどまる結果となった。

表1 フィジーにおけるインド人を対象とする営業許可数
(入国管理局 年度報告 1888, 1898, 1908, 1918) (Ali 1980: 17)

営業種目 / 年度	1888	1898	1908	1918
商店, 卸売りと小売り	1	15	12	48
商店, 小売り (村落)	5	104	} 337	} 1188
商店, 小売り (都市部)	11	21		
行商	35	192	175	737
パン屋	1	2	2	11
宝石屋	-	-	-	67
屠殺業	-	-	-	3
コーディアル・ファクトリー (飲物(含むアルコール)提供の店)	-	-	-	6
写真業	-	-	-	4
リフレッシュメント・ハウス (喫茶店)	-	-	-	40
計	53	334	526	2154

表1を見ると次第にさまざまなビジネス参入が生じていることが見て取れる。この1918年のデータには、インドから自分で旅費を調達してきて、

農業には特に興味のない人々が多く含まれている (Ali 1980: 17)。

新しい経済活動に入って行く人々を見ていて、「今は年季契約労働者だが、やがて年季が明けたら頑張るぞ」と後続の者たちも未来を夢見るようになった。「自由な」インド人と年季に縛られた労働者の間に交流もあり、前者は後者に何かと助言や助力をするようにもなった (Ali 1980: 16)。

さて、年季契約労働そのものは20世紀となる頃までには世界各地で下火となっていた。白豪主義を標榜するオーストラリアでは、1900年頃には既にメラネシア人の導入は終了しており (山本 2022: 581)、残った人々を故郷に帰すということが課題となっていた。ハワイも1900年に準州になると同時に、合衆国の方針で、奴隷制に近いものとされる年季契約労働は廃止が決まっており、それ以後も移民労働者を導入はしていたが、すべて自由契約であった (山本 2022: 576)。

ギールミートの制度は1916年に終了を迎える。イギリス本国では、これに先立ってイギリス議会の調査団が、植民地各地でのこの制度の調査を行い、そこで行われている幾多の不正義の発見があり、この制度をどうするかという議論が始まった。この報告 (Sanderson Committee 1910) は、当時かなり話題になった。さまざまな議論が、イギリス本国でも、インドでも、フィジーでも巻き起こる。イギリスの他の植民地でのギールミートは既に下火となっていたところが多く、フィジーが実質的には焦点となった。砂糖産業の経営者側は制度の維持は欠かせないと考えたので、フィジーでの不平等な裁判制度を改めるとか、労働者側の懲罰をひどい怠業や経営者への加害などを除き廃止するとか、住居基準を向上させるなどの改良を行った。しかし、決定権を握るのはインド政府であった。

ギールミートにより同胞が不当な扱いを受けたことが知られるようになると、インド国内では廃止を訴える声が大きくなった。ときは1915年のことである。その前年には、トタラム・サナディヤ著『フィジー諸島での私の21年』 (Sanadhya 2003(1991)) という書籍が出版され、大変評判となった⁹⁾。サナディヤはブラーマンであったが、サクール (カーストの一階

層)であると偽ってフィジーに渡ったことになっている。ただし実際にこの人が21年間フィジーに住んだかどうかはさだかではない。中味はインド人が受けたさまざまな差別を報告するものとなっているのであるが、すべて著者の経験であるかどうかも疑わしい。しかし、似たようなことは実際に起こっていたし、20世紀後半にフィジーのインド系老人をインフォーマントとする調査報告(例えば, Ali 2004; Prasad 1974)にも同様の話は載っている。とはいえ、この本は白人への一方的ともいえる糾弾に満ち満ちている。

インドでも諸勢力の交錯する動きがあった。インド人識者たちは、同胞が半ば奴隷制の下にあることに怒りを覚え、インドの屈辱であるといった議論もあった。英国国教会の聖職者で宣教師であったアンドリューズ(Charles F. Andrews ガンジーなどとも親交があった)は、人道主義的観点から植民地政府に大きな働きかけを行った。こうして、ギールミートはインドで廃止となり、1916年にフィジーに向かった船が最後となった(Gillion 1962: 164-181)。この人々が年季を終了する1920年が、フィジーの年季契約労働が終わった年となる。

植民地政府は当初インド人が10年を超えてフィジーに滞在することはないものと考えていた。実際に5年間の年季を終えた者は契約更新をして10年たって、政府の旅費支給により帰国する、というのが当初のインド人導入の目論見であったらしい。

フィジーは今日に至るまで、土地を買うということは大変難しい。これは、初代総督のゴードンが制度化したもので、全土の80%以上ある先住民地は売買不能であり¹⁰⁾、売買の許された土地はプランテーション向けの区画の大きな土地となっている。小規模農業を営むインド人が買うというこ

9) ヒンディー語での出版の英訳版が出版されたのは1991年のことである。

10) 伝統的土地として、マタンガリ(父系出自集団)に代々伝えられていくものとされていて、売買不能となっている。個人は自分の親族集団内で使用権は認められるが、所有権はない。制度的に売買可能にする試みはこれまでであったものの、成功していない。

とはあまり考えられない。またインド人自身も先住民地をリースすることを求めたが、これは政府があまりいい顔をしなかったようで、リース契約は21年以内で、リースする側が土地の測量費用を支払う、といったルールができるなど、いろいろな障害を乗り越えることが必要であった。しかし、そうした中で、インド人のリースは増え、次第に農産物、特に小規模サトウキビ生産者として育っていくことになる。

当初はインド人のこうした動きをあまり歓迎していなかった植民地政府であるが、ジョージ・オブライエン卿 (Sir George O'Brien) が総督の時代 (1897年—1901年) には、インド人をフィジー開発の働き手と考えるようになってきた。オブライエンは、インド人に5エーカー以内の政府有地を貸し出すことが出来るように法制化を行い、この政策は1910年まで続いた。

ナヴァ地域では、インド人が積極的にサトウキビ栽培を行った結果、1898年になると、ヨーロッパ人の産額9,298トン、5,586ポンドに対し、インド人の産額は10,352トン、5,974ポンドと、前者を凌駕する結果となった。また、「自由」インド人が集中していたレワ、ナヴァ、バの3地区における農業生産高の1898年と1908年の作物別に表したものが、表2である。これを見ると、全体に耕作面積はドラスティックに増えているものの、面積を減らしている作物もあり、サトウキビ栽培に次第に集中していくことがわかる。また資料の引用はここにはないが、家畜なども増えている。

表2 レワ、ナヴァ、バの作物別耕作面積 (Ali 1980: 19)

	耕作面積 (平方エーカー)					計
	サトウキビ	バナナ	米	トウモロコシ	その他	
レワ						
1898年	768	434	--	--	--	1202
1908年	2336	480	537	25	13	3391
ナヴァ						
1898年	1565	319	118	10	6	2018
1908年	2397	200	601	--	17	3215
バ						
1898年	14	--	49	127	112	302
1908年	507	9	248	14	--	878

表3 1917年におけるインド人の土地保有 (Ali 1980: 24)

土地カテゴリー	件数	面積 (エーカー)
小作, 先住民地リース	6,480	59,728
小作, 先住民地また貸しリース	93	2,313
自由所有地	166	8,683
小作, 自由所有地リース	208	21,788
小作, 政府有地リース	1,164	4,991
1年毎の非登録リース*	2,932	18,132
計	11,043	115,635

*耕作されていない土地をインド人と所有者の間で合意によりリース

表4 インド人の土地保有の推移 (Ali 1980: 25)

	1888		1898		1908		1917	
	保有者数	面積*	保有者数	面積	保有者数	面積	保有者数	面積
先住民からのリース	--	--	30	492	1,467	13,880	6,480	59,728
その他からのリース	11	2	118	2,038	158	24,478	4,397	17,224
リース 計	11	2	148	2,531	1,625	38,359	10,877	106,952
自由所有地 計	3	1	27	4,164	63	7,772	166	8,683
総計	14	3	175	6,695	1,688	46,131	11,043	115,635

*面積単位はエーカー

表3は、1917年におけるインド人の土地保有の形態を表したものであるが、多くがリースで土地利用されており、非公式に借りているものまであることがわかる。表4は、インド人による土地保有の推移を表しているが、明らかに利用する土地が急速に増えていっていることがわかる。

ギールミートとしてフィジーにやってきたインド人が、農民としてここに定着していくことが理解できるが、ギールミートを経験せずに、自費渡航をして移民してきた人々もいる。

1901年のフィジーには100人以上の自費渡航のインド人がおり、1907年までにはそれが1,000人以上に上り、1911年までには、年間250人の割

合で増加した。自費渡航者の多くはかつてフィジーまたは別の植民地で年季契約労働者の経験を持つ者、ないしはそこで出生した者たちであった。その他は、パンジャブの農民もしくはグジャラートの職人や商人であり、それ以外には宗教家や宣教師、そして1人の法律家であった (Gillion 1962: 130)。

彼らは渡航費を支払ったが、ギールミートで来島する人たちと同じ船に乗った。ただし、渡航費を支払ってあげるから年季契約を結ばないかという申し出はほとんど断り、自由な身分を選んだ。パンジャブ人はもともと移民することに抵抗が少なく、それまでも国の内外で移民の経験がある。彼らの多くはシーク教徒であり、残りはムスリムである。フィジーの主力商人たちはグジャラートである。彼らは商売のノウハウを既にインドで培い、互いの結束も堅かった。無一文でフィジーに来て、仲間の助け合いで何とか商売を始めるのだった (Gillion 1962: 130-135)。

1891年から1911年の間にインド人人口は倍以上の17,105人となった。1910年までの10年間に年間平均2,316人がフィジーに来島し、182人が帰国した。1911年になると、インド人人口の24.5%がフィジー生まれであり、その割合は、1921年には44.2%となっていた (Ali 1980: 27)。インド人はフィジーに自分たちの世界を作り出したのであった。

8. 終わりに——エスニック・コミュニティの生成

ギールミート (年季契約労働者) でフィジーに移民したインド人の経験のまとめを書くにあたり、サモアの中国人労働者の経験との比較が役に立つと思われる。

両者の経験は、奴隷の代替としての年季契約労働者として似た部分がある。両方とも、甘言に誘われて異国にやってみたら、フィジーはサトウキビ、サモアはカカオ、ココナツと作物は異なるが、両者ともに過酷な

労働を強いられ、プランテーションの中での力関係の底に追いやられ、むち打ちや暴力にさらされ、病気で病院に行くと欠勤・無給扱いとされ、非衛生で狭い小屋に住まわされ、大変な目にあった。それはまさに奴隷制の代替としての時限のある奴隷制ともいべき実態があった。

しかし一方で、両者の経験はずいぶん違う部分もある。年季契約労働者として連れてこられた人数は、サモアの中国人はフィジーのインド人の10分の1ほどである。しかしそうした人口規模による違いのみでは語れない相違がそこに存在していると考ええる。

両方ともイギリス植民地制度の末端にあるが、フィジーはイギリス直轄の植民地であったのに対して、サモアは、第一次大戦まではドイツ領、その後イギリスのドミニオン（自治領）のニュージーランドの統治下にあった。フィジーの場合政府の方針としては、5年1期を2期10年労働し、その後帰国してもらうことを考えていたが、その規制はゆるく、結局帰国しないで当地に定着する人が多く出現した。それでもフィジーの発展に貢献してくれるならそれで良いと考えていた節がある。

一方のサモアの植民地政府は、プランテーション労働だけを要望して、年季は3年で年季明けの労働者は即帰国することが義務付けられていた。当初はプランテーション経営者の経費で帰国、途中からは労働者の積立金で旅費をまかなって帰国することとなっていた。しかし、経営側の都合で、契約が延長されることも、更新されることもあった。1920年からは、名目上は年季契約労働のスキームは終了していたので、契約はサモア到着後に結ばれるようになっていたが、法規制等で自由移民（free settler）の地位はなかなか獲得できず、職業選択の自由は限られており、結局実質的にプランテーション労働にしばりつけられる結果となっていた。第二次大戦後に最後の帰還船で100人強の中国人を送り届けた際に既に老齢となっていた180人程度が残留したが、彼らに市民権が与えられたのは1959年のことである（山本 2008: 28）。

それ以上に大きな違いは、コミュニティの生成の問題である。インド人

の導入にあたって、100人の男性に対し40人の女性と性比は少なく限定されていたものの¹¹⁾、男女の導入があり、そこに家族の生活の場を持ち、次世代への継承が可能になっていたことである。インド人の村があり、また都市生活を送るインド人は商業セクターへの進出が盛んであったし、官界にも進出した。インド系のエスニック・コミュニティがそこには生成していた。

中国人の移住行動のパターンとして、ほとんど単身で出稼ぎを行っていたという民族の特徴は、単にサモアの件に関わらず、知られた現象である。中国では出稼ぎ男性の妻子は故郷で男性の仕送りや帰国を待っているのが普通だった。中国人男性が禁欲を貫いたということはなかったが、サモアの年季契約労働者は法律によって結婚が禁じられていた。結婚だけでなく、交際も禁じられ、サモア子女が年季契約労働者の宿舎に立ち入ることも、その逆も法律で禁止されていた。しかし、実際には法律に反して、家庭生活を営む中国人男性とサモア人女性のカップルは少なからずあった。ただ、公式には結婚できないので、関係はあくまでも内縁関係であり、中国人労働者は法律違反としてときに留置所に入れられた後強制的に本国送還となったり、サモア人女性も収監されたりした。間にできたハーフの子どもは、法的にはサモア人女性の子として、サモア人社会の中に取り込まれていくのであった。

現在サモアの中国系の人々は、そのルーツを隠すことはなく、むしろ誇りに思っている人も多い。1962年の独立後は、法的差別もなくなり、サモアの官界や商業セクターで成功している中国にルーツを持つ人々もいる。しかし実際のところ、徹底的に排斥された戦間期があったので、中国語や中国文化の伝承はほとんど存在しない¹²⁾。その点で、フィジーのインド系

11) インド人コミュニティの問題として、女性が少ないことでゆがんだ関係が生じていたことは、6節で先に詳述した。

12) ただし、2000年を超えてからの中国の太平洋への政治的進出に伴って、新しい中国人の移民が増えている。現在のところ、隣国トンガに比べるとそこまではいかないが、そうした新

住民の場合とはずいぶん違うといってよい。

フィジーでは、選挙は人種割で行われていたが、1970年の独立後もそれが継承された。先住民たるフィジー人議員がマジョリティとなる制度となっていたが、インド系の出生率が高く、また1920年頃からストライキなども実施されており、政治活動も活発であった。人口が拮抗する2つのコミュニティのコンフリクトは1970年の独立以前から心配されていたのであるが、1987年以来、4度もクーデタを経験することとなった。インド系の政界への進出が目立つようになると、クーデタがおこり、憲法改正してフィジー系の勢力回復が行われるが、そうすると民主的でないという国際世論の批判を浴びて民主的な制度に戻る。そのようなスパイラルの中で、人種割の選挙制度は廃止されるに至った（山本 2023b）。しかし、クーデタの度にインド系住民の海外移住が進み、現在ではフィジー系住民の2/3ほどになってしまった。

フィジーのインドからの年季契約労働者の場合、以上のように、政策とインド人のもっていた固有の文化が複雑にからまり、エスニック・コミュニティが生成したことが大変大きな特徴といえよう。

しい中国からの影響について、警戒心を示すのは普通のサモア人ばかりでなく、中国のルーツをもつサモア人も同様である。Coconet TV制作のサモアの中国系住民の歴史に関するビデオは、そうした現状を知るのに適している。この新しい移民の流れについては、今後の展開を見守りたい。

付1 インドからフィジーへの年度別年季契約労働者渡航者数
(Gillion 1962: 212-214参照)

年度	渡航者数	年度	渡航者数	年度	渡航者数	年度	渡航者数
1879	463	1889	677	1899	931	1909	1,819
1880	0	1890	1,158	1900	2,276	1910	3,846
1881	0	1891	1,038	1901	2,389	1911	4,218
1882	901	1892	1,526	1902	1,558	1912	3,350
1883	990	1893	777	1903	1,809	1913	3,211
1884	1,969	1894	1,081	1904	1,157	1914	1,572
1885	1,248	1895	1,424	1905	3,124	1915	2,510
1886	995	1896	1,172	1906	2,516	1916	1,770
1887	0	1897	1,323	1907	2,430		
1888	539	1898	568	1908	2,218		

謝 辞

この研究は、日本学術振興会科学研究費助成金をうけた研究「オセアニア植民地時代における非白人移住者の歴史人類学的研究」(基盤C, 令和元年～5年度、課題番号19K01208)の一環として行われた。志林89巻4号(2022), 90巻3/4号(2023)掲載の同タイトル(1)(2)は同じテーマの連作である。この研究を推進するにあたり、The National Archive of New Zealand, Victoria University of Wellington Library, 法政大学多摩図書館にもお世話になった。記して感謝を捧げたい。

参 考 文 献

- Ali, Ahmed (1980) *Plantation to Politics: Studies on Fiji Indians*. Suva: University of the South Pacific.
- Ali, Ahmed (2004) *Girmit: Indian Indenture Experience in Fiji*. Suva: the Fiji Museum & Ministry of National Reconciliation and Multi-Ethnic Affairs.
- France, Peter (1969) *The Charter of the Land: Custom and colonization in Fiji*. Melbourne: Oxford University Press.
- Gillion (1962) *Fiji's Indian Migrants: A History to the End of Indenture in 1920*. Melbourne: Oxford University Press.
- Lal, Brij (2018(1984)) *Labouring Men and Nothing More: Some Problems of*

- Indian Indenture in Fiji. In *Indentured Labour in the British Empire 1834-1920* ed. By Kay Saunders. London: Routledge. pp.126-157. First published by Croom Helms Ltd.
- Laumea, Tuki (n.d.) *Dragons in Paradise—Tales of Time*. The Coconet TV video.
(<https://www.youtube.com/watch?v=Oepbx0R9TUs>) (2024.1.14閲覧)
- Naidu, Vijay (2004(1980)) *Violence of Indenture in Fiji*. Lautoka: Fiji Institute of Applied Studies. First published by School of Social and Economic Development, University of the South Pacific, Laucala Campus.
- Prasad, Shiu (1974) *Indian Indentured Workers in Fiji*. Suva: The South Pacific Social Sciences Association.
- Sanadhya, Totaram (John Kunham Kelly & Uttra Kumari Singh trans.) (2003 (1991)) *My Twenty-one Years in the Fiji Islands & The Story of the Haunted Line*. Suva: the Fiji Museum.
- Sanderson Committee Report (1910) Report of the Committee on the emigration from India to the Crown Colonies and Protectorates. Cd 5192 House of Commons Parliamentary Papers.
- Scarr, Deryck (1970) Cakobau and Ma'afu: Contenders for pre-eminence in Fiji. In J.W. Davidson and Deryck Scarr eds. *The Pacific Islands Portraits*. Canberra: Australian National University Press.
- Ward, R. Gerald (1995) Land use and tenure: Some comparisons. In R. Gerald Ward and Elizabeth Kingdon eds. *Land, Custom and Practice in the South Pacific*, pp.6-35. Cambridge: Cambridge University Press.
- 山本 真鳥 (2008) 「オセアニア植民地時代における人種関係の歴史人類学—ニュージーランド統治下サモアを中心に—」平成16年度・平成19年度科研費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書。
- 山本 真鳥 (2022) 「オセアニア植民地時代における非白人移住者(1)—19世紀のブラックバーディングと年季契約労働—」『経済志林』89巻4号, pp.559-588.
- 山本真鳥 (2023a) 「オセアニア植民地時代における非白人移住者(2)—サモアのプランテーション開発と年季契約労働—」『経済志林』90巻3/4号, pp.95-122.
- 山本真鳥 (2023b) 『オセアニアの今—伝統文化とグローバル化』東京: 明石書店。

Non-white Migration in Colonial Oceania 3: Indian Indentured Laborers in Fiji

Matori YAMAMOTO

《Abstract》

The British colonized Fiji in 1874 and started plantation development with Indian indentured labor, a system which had already been developed in other colonies within the British Empire, such as Trinidad, Mauritius, and so on. Poverty pushed mostly young Indians who agreed to migrate on a five-year contract with one shilling per day for males and nine pence for females. The ratio standard was 40 females for 100 males. Between 1879 and 1916, more than 60,000 indentured laborers arrived at Fiji. In spite of the recruiters' sweet words, the work in plantations in Fiji was extremely hard and the treatment of laborers by planters, managers, and supervisors was harsh. The living standard for food and stay was hell. Violence and rape often occurred with high mortality and suicide rates. After five years of indenture, the laborers were freed either to return to India by paying their own transport costs, to find other jobs, or to renew the contract. They could return with government funding after ten years of stay. Despite the expectation of the planters and the government, few Indians renewed their contracts. Instead, many Indians took up agriculture on small-scale leased lands while the others worked as artisans or merchants. Thus was born the Indian ethnic community in Fiji, which indigenous Fijians felt to be a menace.

The Fijian experience was very different from that of Samoa because only male Chinese indentured laborers were brought to Samoa and they were prohibited from marrying Samoan women. Many of the children who were born to mixed illegal couples were incorporated into Samoan extended families. No Chinese ethnic community was formed.

